

## 妊産婦の方を対象とした医療福祉費支給制度（マル福）

### ●医療福祉費支給制度（マル福）とは

医療保険を使って医療機関等を受診した場合の一部負担金を、公費で助成する制度のことです。

### ●対象となる方

母子手帳の交付を受けた方で、当町に住民登録のある方が対象です。

### ●申請手続に必要なもの

- 母子手帳
- 妊娠証明書または妊娠届出書
- 健康保険証（妊産婦さんご本人のもの）
- ご本人様・配偶者様** の個人番号カードまたは通知カード、または個人番号が記載された住民票の写し（別添【個人番号に係る必要書類】をご確認ください）
- 印鑑（朱肉使用のもの）
- 領収書（原本）
- 口座のわかる通帳またはカード
- 所得と扶養人数のわかる課税証明書等（源泉徴収票は不可）

☆平成\_\_\_\_年 1 月 1 日時点で住民登録があった市町村で **ご本人様・配偶者様** の平成\_\_\_\_年度（平成\_\_\_\_年中の所得）の所得と扶養人数のわかる証明書を取得してください。

※転入等により所得が確認できない場合、課税証明書等が必要となる場合がございます。

※手続きは 8:30~12:00, 13:00~17:00（土日・祝日を除く）にご来庁くださいますようお願いいたします。

### ●所得制限

ご本人様・配偶者様の所得を比較して、高い方の所得をもとに判定を行います。制限額は表の通りです。また、同一世帯内で主として生計を維持する方（扶養義務者）も判定対象となり、制限額は 10,000 千円です。

合計扶養親族数		うち、老人扶養親族数		
		1人	2人	3人
0人	6,220千円			
1人	6,600千円	6,660千円		
2人	6,980千円	7,040千円	7,100千円	
3人	7,360千円	7,420千円	7,480千円	7,540千円
4人	7,740千円	7,800千円	7,860千円	7,920千円
5人	8,120千円	8,180千円	8,240千円	8,300千円

※扶養親族等 1 人につき、38 万円を加算します。さらに、所得税法に規定する老人扶養親族については、1 人につき 6 万円を加算します。

※所得から定額控除 8 万円を差し引いて判定します。

## ●使用方法

茨城県内の医療機関等を受診する場合、保険証と一緒に窓口に提示してください。表の自己負担で受診することができます（保険適用分<sup>※1</sup>について）。ただし、産婦人科のみ<sup>※2</sup>の適用となります。

外来自己負担金	入院自己負担金	調剤薬局	入院時の食事等自費分
1 医療機関につき 1日 600円 月 1,200円限度	1 医療機関につき 1日 300円 月 3,000円限度	自己負担なし	自己負担

※1 妊産婦検診、予防接種、通常分娩費用、入院時の食事、差額ベッド代等保険適用外の医療費に対する助成はありません。

※2 産婦人科医の紹介状があつての受診であれば、他科での受診でも対象となります。

## ●県外の医療機関等を受診したとき

マル福は茨城県の制度ですので、県外の医療機関で使用することができません。その場合、保険証の負担割合でお支払いいただき、後日役場で手続きをしていただくことになります。受給者証、印鑑、領収書（原本をお預かりいたします。）、口座のわかる通帳またはカードをお持ちください。

また、何らかの事情により受給者証を提示できず、通常のお支払いをした場合も同様です。

## ●有効期間について

有効期間は、母子手帳が交付された月の初日から（母子手帳をお持ちの状態で転入された場合は住民日から）出産日の翌月末日までです。予定日の月以外に出産された場合は、有効期間が変更となるため手続きが必要です。

## ●受給者証をなくしてしまったとき

受給者証を紛失したときは、保険証と印鑑をお持ちのうえ申請ください。即日交付が可能です。

## ●受給者証の記載内容に変更があつたとき

受給者証に記載された住所、氏名、保険証の内容等について変更がある場合は、変更手続きが必要です。旧受給者証、保険証、印鑑をお持ちのうえ、手続きをお願いいたします。

## ☆ジェネリック医薬品の利用を推進しています☆

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間が過ぎた新薬（先発医薬品）と有効性・品質・安全性が同じ成分を使って製造販売されている医薬品です。先発医薬品より価格が低く設定されているため、ジェネリック医薬品のご利用にご協力をお願いいたします。

※その他、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。



茨城町保健福祉部保険課（⑤番窓口）医療年金グループ  
Tel 029-292-1111（内線 123・124）